

平成31年第5回大山町教育委員会

招集年月日 平成31年4月25日(木) 午後1時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番		湊谷紀子	2番		池嶋順子	3番		兎山洋美
4番		金田吉人						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (午後 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 午後 時 分 至 午後 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町子ども会育成連絡協議会補助金交付要綱の制定について

日程第 4 議案第 2 号 大山町人材育成交流事業補助金交付要綱の制定について

日程第 5 議案第 3 号 平成31年度 各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

日程第 6 議案第 4 号 平成31年度 各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

日程第 7 議案第 5 号 平成31年度 大山町立学校 司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命について

日程第 8 議案第 6 号 大山町立学校医の委嘱について

日程第 9 議案第 7 号 大山町社会教育委員の委嘱について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成31年5月 日 午 時 分

5. 閉会宣言 (午後 時 分)

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
3月27日	水	名和さくらの丘保育園卒園式、大山保育所卒所式、上中山プールに関する協議
28日	木	中山みどりの森保育園卒園式
29日	金	町職員退任式
4月1日	月	役場辞令交付式・新任式、教育委員会辞令交付式、転入教職員辞令交付式、あいさつ式、宣誓式
2日	火	大山青年の家給食会辞令交付式
5日	金	六長合同会議
6日	土	大山町婦人会総会・研修会(ふれあいセンターだいせん)
8日	月	小中学校始業式、管理職会
9日	火	小中学校入学式
11日	木	県教育センター課長等来室
12日	金	第1回テメキュラ研修会
15日	月	鳥取県町村教育長会、第1回県・市町村教育行政連絡協議会(鳥取市)
16日	火	中山みどりの森保育士研修会、高校生マナーアップさわやか運動(~17日)
17日	水	給食会総会・理事会(大山青年の家)
18日	木	全国学力・学習状況調査、大山カレッジ入学式
21日	日	名和陸上競技場改修工事完成記念小学校クラブ対抗陸上競技大会、大山春の一斉清掃、むきぼんだ遺跡自然観察会
22日	月	交通安全対策協議会、西部町村社会教育協議会常任委員会(日野町)、名和小修学旅行(~23日)
23日	火	全員協議会・臨時会、西部町村就学支援協議会、西部地区人権・同和教育振興会議総会
24日	水	平成31年度西伯郡体育協会評議委員会、表彰委員会(日吉津村)、町内3中学校修学旅行(大山・中山中:東京方面、名和中:沖繩県)、大山・中山小修学旅行(~25日)
25日	木	定例教育委員会、寺子屋見学、大山西小修学旅行(~26日)

今 後 の 予 定

26日	金	第1回大山町人権・同和教育連絡協議会、平成31年度施策調整会議(教育委員会)
-----	---	--

5月8日(水) 六長合同会議

5月9日(木) 全国町村教育長会(東京~10日)

議案第1号

大山町子ども会育成連絡協議会補助金交付要綱の制定について

大山町子ども会育成連絡協議会補助金交付要綱を次のように制定する。

平成31年4月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町子ども会育成連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町子ども会育成連絡協議会補助金(以下「補助金」という。)の交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の単位子ども会で構成する子ども会育成連絡協議会の活動に対して子どもの健全育成及び資質の向上を図る取り組みを支援することを目的として交付する。

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助金の額は、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 子ども会育成連絡協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 規則第8条の規定により補助金の交付の額を決定したときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた子ども会育成連絡協議会が、補助金を請求するときは、規則21条の規定による補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写
- (2) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた子ども会育成連絡協議会は、補助事業を当該年度の末日までに完了させ、大山町子ども会育成連絡協議会補助金実績報告書(様式第1号)を、補助金の交付があった年度の翌年度の5月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、規則第19条で規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、大山町子ども会育成連絡協議会補助金確定通知書(様式第2号)により当該子ども会育成連絡協議会に対し、通知するものとする。

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 名称

代表者名

印

年度大山町子ども会育成連絡協議会補助金実績報告書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知のあった下記
事業が完了したので、大山町補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて報
告します。

記

事業名 大山町子ども会育成連絡協議会補助金

交付決定額 一金 円

添付書類

1. 事業実績
2. 収支決算書

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

名称

代表者名 様

大山町長

年度大山町子ども会育成連絡協議会補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度大山町子ども会育成連絡協議会補助金については、大山町補助金等交付規則第19条及び補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額 金 円

議案第2号

大山町人材育成交流事業補助金交付要綱の制定について

大山町人材育成交流事業補助金交付要綱を次のように制定する。

平成31年4月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

大山町人材育成交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大山町人材育成交流事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、大山町補助金等交付規則(平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の者を構成員とする人材育成交流事業団の活動に対して未来を担う人材の育成及び資質の向上を図る取り組みを支援することを目的として交付する。

(補助金の額)

第3条 前条に規定する補助金の額は、関係書類の内容を審査したうえで、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 人材育成交流事業団は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第5条の規定による補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに準ずる書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 規則第8条の規定により補助金の交付の額を決定したときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた人材育成交流事業団が、補助金を請求するときは、規則21条の規定による補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写
- (2) その他町長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた人材育成交流事業団は、補助事業を当該年度の末日までに完了させ、大山町人材育成交流事業補助金実績報告書(様式第1号)を、補助金の交付があった年度の翌年度の5月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、規則第19条で規定する実績報告の審査等により補助金の交付の額を確定したときは、大山町人材育成交流事業補助金確定通知書(様式第2号)により当該人材育成交流事業団に対し、通知するものとする。

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

大山町長 様

申請者 名称

代表者名

印

年度大山町人材育成交流事業補助金実績報告書

年 月 日付受 第 号をもって交付決定通知のあった下記
事業が完了したので、大山町補助金等交付規則第18条の規定により、関係書類を添えて報
告します。

記

事業名 大山町人材育成交流事業補助金

交付決定額 一金 円

添付書類

1. 事業実績
2. 収支決算書

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

名称

代表者名 様

大山町長

年度大山町人材育成交流事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度大山町人材育成交流事業
補助金については、大山町補助金等交付規則第19条及び補助金に係る予算の執行の適正
化に関する法律第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

記

補助金確定額 金 円

議案第3号

平成31年度 各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

平成31年度 各小学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

平成31年4月25日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

- 1 平成31年度 各小学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 平成31年4月1日

議案第4号

平成31年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命について

平成31年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事を次のとおり任命するものとする。

平成31年4月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 平成31年度各中学校の防火管理者並びに主任、主事の任命候補者
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 平成31年4月1日

議案第5号

平成31年度 大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命について

平成31年度 大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者を次のとおり任命するものとする。

平成31年4月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

- 1 平成31年度 大山町立学校司書教諭・特別支援教育主任・衛生推進者の任命候補者
(別紙のとおり)
- 2 発令年月日 平成31年4月1日

議案第6号

大山町立学校の学校医の委嘱について

大山町立学校の学校医を次のとおり委嘱するものとする。

平成31年4月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

記

委嘱職名	学 校 医
候補者氏名	朴 大 昊 (大山診療所長)
委嘱学校名	大 山 小 学 校
発令年月日	平成31年4月1日

議案第7号

大山町社会教育委員の委嘱について

大山町社会教育委員を次のとおり委嘱するものとする。

平成31年4月25日

大山町教育委員会教育長 鷲見寛幸

記

- 1 大山町社会教育委員候補者 別紙のとおり
- 2 委嘱事由 前委員の任期満了によるもの
- 3 委嘱年月日 平成31年4月1日
- 4 任 期 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで